

写

事務連絡  
令和6年10月16日

各都道府県畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課課長補佐  
(薬事審査管理班担当)

### 動物用生物学的製剤基準の一部改正等について

今般、動物用生物学的製剤基準（平成14年農林水産省告示第1567号）について別紙のとおり一部改正しました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

#### 記

#### (1) 動物用生物学的製剤基準の一部改正の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第14条第15項に基づき、承認事項の変更承認を受ける下記の動物用生物学的製剤について、製法等に係る基準を新たに設定する。

猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合生ワクチン（シード）

#### (2) 施行期日

令和6年10月16日